

管理参考濃度情報の更新状況(2021年4月時点, 令和元年度分データに適用)

① 大気

政令番号	物質名	管理参考濃度
12	アセトアルデヒド	0.019 mg/m ³ → 0.12 mg/m ³ ※環境省 大気指針値が追加されたため、従来のWHO ユニットリスク値由来の管理参考濃度から変更しました。
78	2,4-キシレノール	0.017 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、新たに設定しました。
79	2,6-キシレノール	0.017 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、新たに設定しました。
83	クメン	0.17 mg/m ³ → 0.082 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が変更されたため、管理参考濃度を更新しました。
87	クロム及び3価クロム化合物	0.0017 mg/m ³ → 0.00001mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が変更されたため、管理参考濃度を更新しました。
91	シアナジン	0.00033 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、新たに設定しました。
128	クロロメタン (塩化メチル)	0.09 mg/m ³ → 0.094 mg/m ³ ※環境省 大気指針値が追加されたため、従来のIRIS RfC値由来の管理参考濃度から変更しました。
190	ジシクロペンタジエン	0.09 mg/m ³ → 0.009 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が変更されたため、管理参考濃度を更新しました。
214	2,4-ジメチルアニリン	0.0083 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、新たに設定しました。
225	トリクロロホン (DEP)	0.00067 mg/m ³ → 0.00033 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が変更されたため、従来の産衛会 TWA値由来の管理参考濃度から変更しました。
258	ヘキサメチレンテトラミン	0.0033 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、新たに設定しました。
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	0.00017 mg/m ³ → 0.0000016 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、従来の産衛会 TWA値由来の管理参考濃度から変更しました。
267	チオジカルブ	0.00033 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、新たに設定しました。
271	テレフタル酸ジメチル	0.21 mg/m ³ ※産衛会の許容濃度が追加されたため、新たに設定しました。
331	カズサホス	0.0000033 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、新たに設定しました。
344	フェニルオキシラン	0.016 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が追加されたため、新たに設定しました。
413	無水フタル酸	0.02 mg/m ³ → 0.0000067 mg/m ³ ※ACGIHのTWA値が変更されたため、管理参考濃度を更新しました。

・WHO 大気ガイドラインおよび発がんユニットリスク値の見直したため、一部採用する情報源の変更を行いました。

4	アクリル酸及びその水溶性塩	308	ニッケル
53	エチルベンゼン	374	ふっ化水素及びその水溶性塩
80	キシレン	405	ほう素化合物
88	6価クロム化合物		

② ヒト水域

政令番号	物質名	管理参考濃度
1	亜鉛の水溶性化合物 ※厚生労働省 水道水質基準の設定根拠が味覚及び色であるため、採用を見直し、US EPA, 水質クライテリア値に変更しました。	1 mg/L → 7.4 mg/L
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ※厚生労働省 水道水質基準の設定根拠が発泡であるため、採用を見直しました。	0.2 mg/L → 採用取りやめ
71	塩化第二鉄 ※厚生労働省 水道水質基準の設定根拠が味覚及び洗濯物の着色であるため、採用を見直しました。	0.3 mg/L → 採用取りやめ
140	フェンプロパトリン ※内閣府食品安全委員会 “食品健康影響評価”においてADI値が追加されたため、従来のWHO JMPRのADI値由来の管理参考濃度から変更しました。	0.0075 mg/L → 0.0068 mg/L
221	ベンフラカルブ ※厚生労働省 水道水質管理目標値が変更されたため、更新しました。	0.04 mg/L → 0.02 mg/L
272	銅水溶性塩 ※厚生労働省 水道水質基準の設定根拠が洗濯物の着色であるため、採用を見直し、WHO飲料水水質ガイドライン値に変更しました。	1 mg/L → 2 mg/L
275	ドデシル硫酸ナトリウム ※厚生労働省 水道水質基準の設定根拠が発泡であるため、採用を見直しました。	0.2 mg/L → 採用取りやめ
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) ※環境省 要監視指針値が追加されたため、新たに設定しました。	0.00005 mg/L
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル ※厚生労働省 水道水質基準の設定根拠が発泡であるため、採用を見直しました。	0.02 mg/L → 採用取りやめ
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル ※厚生労働省 水道水質基準の設定根拠が発泡であるため、採用を見直しました。	0.02 mg/L → 採用取りやめ
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル ※厚生労働省 水道水質基準の設定根拠が発泡であるため、採用を見直しました。	0.02 mg/L → 採用取りやめ
426	カルボフラン ※厚生労働省 水道水質管理目標値が変更されたため、更新しました。	0.005 mg/L → 0.0003 mg/L

毒性情報の更新状況(2021年3月時点)

毒性情報の更新内容を以下にまとめました。

なお、各情報源の優先度に応じて当研究会で管理参考濃度を算出していますので、更新内容が反映されない場合があります。

① 大気

・環境省 "環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値"において以下のPRTR対象物質の指針値が追加されました。

政令番号	物質名	指針値
12	アセトアルデヒド	0.12 mg/m ³
128	クロロメタン	0.094 mg/m ³

・WHO 大気ガイドラインおよび発がんユニットリスク値の見直し、追加修正を行いました。

・ACGIH2021においてPRTR対象物質のTWA値を更新しました。

政令番号	物質名	TWA値
78	2,4-キシレノール	1 ppm
79	2,6-キシレノール	1 ppm
83	クメン	50 ppm → 5 ppm
87	クロム及び3価クロム化合物	0.5 mg/m ³ → 0.003 mg/m ³
88	6価クロム化合物	0.01 mg/m ³ → 0.0002 mg/m ³
91	シアナジン	0.1 mg/m ³
190	ジシクロペンタジエン	5 ppm → 0.5 ppm
214	2,4-ジメチルアニリン	0.5 ppm
225	トリクロロホン	1 mg/m ³ → 0.1 mg/m ³
232	N,N-ジメチルホルムアミド	10 ppm → 5 ppm
240	スチレン	20 ppm → 10 ppm
258	ヘキサメチレンテトラミン	1 mg/m ³
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	0.07 ppb
267	チオジカルブ	0.1 mg/m ³
331	カズサホス	0.001 mg/m ³
344	フェニルオキシラン	1 ppm
411	ホルムアルデヒド	0.1 ppm
413	無水フタル酸	1 ppm → 0.002 mg/m ³

・産業衛生学会 "許容濃度等の勧告(2020年度)において以下のPRTR対象物質の許容濃度が追加されました。

政令番号	物質名	許容濃度
53	エチルベンゼン	217 mg/m ³ → 87 mg/m ³
271	テレフタル酸ジメチル	8 ppm

② ヒト水域

・環境省 "要監視項目及び指針値(人の健康の保護に係る項目)"において以下のPRTR対象物質の指針値が更新されました。

政令番号	物質名	指針値
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)	0.00005 mg/L(暫定)

・厚生労働省 "水道水質管理目標設定項目"において以下のPRTR対象物質の目標値が更新されました。

政令番号	物質名	目標値
------	-----	-----

221	ベンフラカルブ	0.04 mg/L → 0.02 mg/L
426	カルボフラン	0.005 mg/L → 0.0003 mg/L

・内閣府食品安全委員会 “食品健康影響評価”において以下のPRTR対象物質のADI値が追加されました。

政令番号	物質名	許容一日摂取量(ADI)
54	ホスチオゼート	0.002 mg/kg/day
140	フェンプロパトリン	0.027 mg/kg/day

・失効農薬情報

③ 水生生物

④ 毒性確度ランク

<発ガン性> ・国際がん研究機関(IARC)においてPRTR対象物質の発ガン性情報が更新されました。

政令番号	物質名	ランク
10	アクロレイン	3 → 2A
17	o-アニシジン	2B → 2A
18	アニリン	3 → 2A
311	o-ニトロアニソール	2B → 2A
375	2-ブテナール	3 → 2B

・EU CLP規則においてPRTR対象物質の発ガン性情報が更新されました。

政令番号	物質名	ランク
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	2 → 1B

・産業衛生学会において以下のPRTR対象物質の発ガン性情報が更新されました。

政令番号	物質名	ランク
232	N,N-ジメチルホルムアミド	2B → 2A

・ACGIH2021においてPRTR対象物質の発ガン性情報を更新しました。

政令番号	物質名	ランク
2	アクリルアミド	A3 → A2
78	2,4-キシレノール	A3
79	2,6-キシレノール	A3
83	クメン	A3
91	シアナジン	A3
213	N,N-ジメチルアセトアミド	A4 → A3
214	2,4-ジメチルアニリン	A3
232	N,N-ジメチルホルムアミド	A4 → A3
240	スチレン	A4 → A3
258	ヘキサメチレンテトラミン	A4
267	チオジカルブ	A3
331	カズサホス	A4
344	フェニルオキシラン	A3
411	ホルムアルデヒド	A2 → A1

<生殖毒性> ・EU CLP規則においてPRTR対象物質の生殖毒性情報が更新されました。

政令番号	物質名	ランク
------	-----	-----

56	エチレンオキシド	1B
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	1B
429	ハロスルフロメチル	1B

<変異原性>

<感作性> ・ EU CLP規則においてPRTR対象物質の感作性情報が更新されました。

政令番号	物質名	ランク
219	ジメチルジスルフィド 皮膚	1

・ ACGIH2021においてPRTR対象物質の感作性情報を更新しました。

政令番号	物質名	ランク
2	アクリルアミド	DSEN
78	2,4-キシレノール	DSEN
79	2,6-キシレノール	DSEN
87	クロム及び3価クロム化合物	DSEN, RSEN
88	6価クロム化合物	DSEN, RSEN
132	コバルト及びその化合物	DSEN, RSEN
225	トリクロロホン (DEP)	DSEN
258	ヘキサメチレンテトラミン	DSEN
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	DSEN, RSEN
267	チオジカルブ	DSEN
344	フェニルオキシラン	DSEN

DSEN=Dermal Sensitization:皮膚感作性がある

RSEN=Respiratory Sensitization:呼吸器感作性がある

⑤ 毒劇物取締法

・ 毒物及び劇物取締法に関する通知等においてPRTR対象物質の指定が更新されました。

政令番号	物質名	指定
132	コバルト及びその化合物	毒物(酸化コバルト(II))
239	有機スズ化合物	劇物(一部を除く)、毒物(ジブチルスズジクロリド)
314	p-ニトロクロロベンゼン	劇物
320	ノニルフェノール	劇物
339	N-ビニル-2-ピロリドン	劇物
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	毒物(一部を除く)、劇物(一部を除く)
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	劇物